

ID: 41

担当部署: 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

処分の概要	物品販売行為等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市スポーツ施設条例施行規則 第21条ただし書(第22条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成22年規則第28号		
【根拠条文】 (物品販売行為等の禁止) 第21条 スポーツ施設及び当該スポーツ施設の敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附金品の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	申請内容により、処理期間が異なることが想定されるため、標準処理期間を設定できない。		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日